

知っていますか？見守りサービス

見守りサービスは、UR都市機構パートナー事業者：立山科学工業(株)が住宅内に設置する安否センサーからの安否通報を受信したときに、お客様に電話確認し、必要に応じて緊急連絡先に電話連絡を行うサービスです。詳しくは住まいセンター等で配布する「見守りサービス利用規程」をご覧ください。

UR「見守りサービス」

見守り機器で日常生活を検知。異常を検知した場合、立山科学工業(株)の「コールセンター」からお客様・緊急連絡先にご連絡をするサービスです。



何らかの事情で動けない

一定時間動きがない場合

自動的にコールセンターに通報が行われます

他人事ではない！
住戸内事故・けが

見守りサービス
利用申込みをし
アンケートに回答
いただいた方に
3000円
クオカード
プレゼント！
5/31迄延長!!

見守りサービスの提供開始までの流れ

ご案内 ●管理サービス事務所・住まいセンター等で利用説明書及び利用申込書等をお渡ししております。

お申込 ●UR賃貸住宅の借主の方が、利用申込書一式をご用意のうえ、住まいセンター等にお越しください。

設置工事 ●センサー機器及び通報機器の設置工事を行います。
※設置工事には立ち会いが必要です。

サービス開始 ●センサー機器及び通報機器を設置した日の属する月の翌月1日から、見守りサービスの提供を開始します。

料 金

月額 **900円** (税抜)

・初期費用(事務手数料・機器設置代)として6,590円(税抜)が別途必要です。
・約3年に1回の電池交換が必要となり、別途料金が必要です。(2,400円(税抜)/3台)

お客様の声

- 私も子供も、安心してそれぞれの自由な生活ができるようにしたく申し込みました。(東京・女性)
- 一人暮らしで健康にも不安を抱えていて、早朝動けなくなった事があった為申込ました。(東京・男性)
- 掲示しているポスターを見て興味を持ち、自分も以前大病した経験もあり独居のため、申込を決めました。(埼玉・女性)
- 娘が同じ団地の別の号棟に住んでいて、娘の強い要望により加入しました。(関西・男性)
- 普段通りの生活で、何の煩わしさもなく、とても静かで優しい見守りです。(九州・女性)
- 急な事故に備え、親族・近隣の方に迷惑をかけたくないので申込みました。(男女複数者)

一人で見守りサービスを利用しているときに倒れ入院した経験があり、身の回りのお世話をしてもらっている友人の紹介で申込みました。

利用者の声

お問合せ先	東京	東京東住まいセンター ☎03-5600-0811	北多摩住まいセンター ☎042-521-1341	東京北住まいセンター ☎03-5954-4611
		南多摩住まいセンター ☎042-373-1711	東京南住まいセンター ☎03-5427-5960	城北住まいセンター ☎03-3842-4611
	千葉	千葉住まいセンター ☎043-270-5151	千葉西住まいセンター ☎047-474-1191	千葉北住まいセンター ☎04-7197-5700
	神奈川	横浜住まいセンター ☎045-312-1131	神奈川西住まいセンター ☎0466-26-3110	横浜南住まいセンター ☎045-835-0061
	埼玉	東埼玉住まいセンター ☎048-941-5311	浦和住まいセンター ☎048-711-7150	西埼玉住宅管理センター ☎049-263-2111
	中部	名古屋住まいセンター ☎052-332-6711	大曽根住まいセンター ☎052-723-1711	
	関西	千里住まいセンター ☎06-6871-0515	大阪住まいセンター ☎06-6968-4455	泉北住まいセンター ☎072-297-5444
		兵庫住まいセンター ☎078-242-2791	京都住まいセンター ☎075-256-3663	奈良住まいセンター ☎0742-71-2401
		阪神住まいセンター ☎06-6419-4522		
	九州	福岡住まいセンター ☎092-433-8123	北九州住まいセンター ☎093-561-3134	
北海道	北海道住まいセンター ☎011-261-9277 (営業時間 9:00~17:25)			

○営業時間／月曜日～土曜日(9:15～17:40)(北海道住まいセンターを除く) ○休業日／日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

※見守りサービスは、お客様の救助や救命を約束するものではありません。

※見守りサービスは、UR賃貸住宅の借主の方ならどなたでもお申込みできます(一部、サービスを提供できない住宅がありますのでご了承ください)。

健康寿命サポート住宅のご案内

健康寿命サポート住宅は、高齢者が安全に住み続けられるように移動等に伴う転倒の防止に配慮し、改修を行った住宅です。

ケガをしにくい、させない住宅とすることで、【①自立→②虚弱・要支援→③要介護】といった高齢者の身体状況の変化の各段階において、次の段階への移行を遅らせることを目指しています。

また、減額要件を満たす世帯に対しては、本来家賃から20%減額(ただし、減額額は25,000円以下かつ高齢者向け優良賃貸住宅(高優良)における入居者負担額と同水準を下限)します。

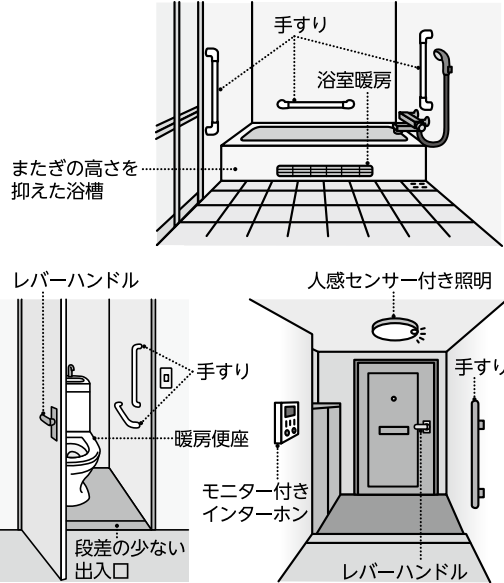
※住戸により減額率が20%に満たない場合や減額の対象外となる場合があります。



改良の主な内容

(団地・住戸により一部仕様が異なる場合があります。)

- ◆段差等への配慮
 - 識別のしやすさやヒートショックに配慮した床材の採用
 - 便所出入口の段差をできるだけ解消
 - 浴槽のまたぎの高さをなるべく低く改良
- ◆ドアノブのレバーハンドル化
 - ドアノブをレバーハンドルに取替え
- ◆手すりの設置
 - 玄関・便所・浴室に手すりを設置
- ◆設備機器の改善等
 - 浴室暖房、暖房便座、人感センサー付き照明、モニター付きインターホンを設置



入居資格要件

(①～③のいずれの要件も満たすことが必要です。)

- ①次のいずれかに該当する方(入居後も継続して確認を行います。)
 - (イ)申込本人が満60歳以上の単身者であること。
 - (ロ)申込本人が満60歳以上で同居者が配偶者、満60歳以上の親族または特別な事情により申込本人との同居が必要であるとUR都市機構が認める親族であること。
- ②世帯所得月額48万7千円以下であること。
- ③その他、一般の住宅と同様のUR賃貸住宅の申込資格を有すること。

家賃減額要件

世帯所得月額15万8千円以下であること。

詳しくはお近くのUR営業窓口へ